

2025 年 4 月 24 日現在

No	質問	回答
1	委託仕様書 p.2「(3) 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施 ア 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施」について。 当該項目に記載の「類似知財の確認や社会実装に向けたビジネスモデル検討などを通じたスタートアップ等への支援」のうち、「類似知財の確認」について、伴走支援の具体的な業務範囲は、助言・アドバイザリー業務に留まるものでしょうか。 それとも、一定の作業代行（例：弁理士への知財調査依頼や調査対応など）も含まれる想定でしょうか。	県としては、現在想定している事業プランが第三者の知財に抵触していないことが確認できれば、手段については問いません。 委託業務経費の範囲内で確実性の高い手法を御提案いただけますようお願いいたします。頂いた質問の中で優先順位をつけるならば、①一定の作業代行（外部委託）、②助言・アドバイザリー業務の一環となります。
2	委託仕様書 p.2「(3) 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施 ア 事業プランの実行に向けた伴走支援の実施」について。 「社会実装に向けたビジネスモデル検討などを通じたスタートアップ等への支援」とは、スタートアップ企業の事業計画に対する助言・フィードバックの提供（例：計画収支との整合性確認・改善案の提示など）を指しているのでしょうか。 それとも、ビジネスモデルの検討作業自体を代行するような実務支援までを含むものと解釈すべきでしょうか。	今回検討したビジネスモデルを将来的に実践するのは、「現場フィールド活用型イノベーション推進事業」における参画企業様になります。 上記役割を踏まえ、効果的な手段を提案いただけますようお願いいたします。 頂いた質問の中で回答するのであれば、参画企業様の事業計画（または、ビジネスモデル）に対する助言・フィードバックの提供が主たる支援内容と考えております。